

議案第19号

大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
(給料表) 第4条 給料表は、 <u>別表第1</u> に掲げるとおりとする。 (削る) (通勤手当) 第11条の4 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回	(給料表) 第4条 給料表は、 <u>次に掲げるとおりとする。</u> (1) <u>行政職給料表 別表第1</u> (通勤手当) 第11条の4 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回

数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～エ (略)

オ 使用距離が片道10 km以上12 km未満である職員
7,300円

カ 使用距離が片道12 km以上14 km未満である職員
8,800円

キ 使用距離が片道14 km以上16 km未満である職員
10,400円

ク 使用距離が片道16 km以上18 km未満である職員
11,500円

ケ 使用距離が片道18 km以上20 km未満である職員
12,600円

コ 使用距離が片道20 km以上22 km未満である職員
13,500円

サ 使用距離が片道22 km以上24 km未満である職員
15,000円

シ 使用距離が片道24 km以上26 km未満である職員
16,600円

ス 使用距離が片道26 km以上28 km未満である職員
17,700円

セ 使用距離が片道28 km以上30 km未満である職員
18,800円

ソ 使用距離が片道30 km以上32 km未満である職員
19,700円

数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～エ (略)

オ 使用距離が片道10 km以上12 km未満である職員
7,100円

カ 使用距離が片道12 km以上14 km未満である職員
8,500円

キ 使用距離が片道14 km以上16 km未満である職員
10,000円

ク 使用距離が片道16 km以上18 km未満である職員
11,000円

ケ 使用距離が片道18 km以上20 km未満である職員
12,000円

コ 使用距離が片道20 km以上22 km未満である職員
12,900円

サ 使用距離が片道22 km以上24 km未満である職員
14,300円

シ 使用距離が片道24 km以上26 km未満である職員
15,800円

ス 使用距離が片道26 km以上28 km未満である職員
16,800円

セ 使用距離が片道28 km以上30 km未満である職員
17,800円

ソ 使用距離が片道30 km以上32 km未満である職員
18,700円

- タ 使用距離が片道32 km以上34 km未満である職員
21,200円
- チ 使用距離が片道34 km以上36 km未満である職員
22,800円
- ツ 使用距離が片道36 km以上38 km未満である職員
23,900円
- テ 使用距離が片道38 km以上40 km未満である職員
24,900円
- ト 使用距離が片道40 km以上45 km未満である職員
25,900円
- ナ 使用距離が片道45 km以上50 km未満である職員
29,100円
- ニ 使用距離が片道50 km以上55 km未満である職員
32,300円
- ヌ 使用距離が片道55 km以上60 km未満である職員
35,500円
- ネ 使用距離が片道60 km以上である職員 38,700円

(3) (略)

3～9 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務

- タ 使用距離が片道32 km以上34 km未満である職員
20,100円
- チ 使用距離が片道34 km以上36 km未満である職員
21,600円
- ツ 使用距離が片道36 km以上38 km未満である職員
22,600円
- テ 使用距離が片道38 km以上40 km未満である職員
23,500円
- ト 使用距離が片道40 km以上45 km未満である職員
24,400円
- ナ 使用距離が片道45 km以上50 km未満である職員
26,200円
- ニ 使用距離が片道50 km以上55 km未満である職員
28,000円
- ヌ 使用距離が片道55 km以上60 km未満である職員
29,800円
- ネ 使用距離が片道60 km以上である職員 31,600円

(3) (略)

3～9 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（第21条第2項において「特定幹部職員」という

の級が7級以上であるもの（第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額

。）にあっては100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と_____、「100分の105」とあるのは「100分の60」と_____する。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額

の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5（略）

の合計額を加算した額に_____100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）_____を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）_____を乗じて得た額の総額

3～5（略）

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700

員以 外の 職員	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	

25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700

45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	

65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	

85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					
89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					

105	311, 200	362, 800				
106	311, 500	363, 200				
107	311, 800	363, 500				
108	312, 100	363, 800				
109	312, 300	364, 200				
110	312, 600					
111	313, 000					
112	313, 300					
113	313, 500					
114	313, 700					
115	314, 000					
116	314, 400					
117	314, 600					
118	314, 800					
119	315, 100					
120	315, 400					
121	315, 700					
122	315, 900					
123	316, 200					
124	316, 500					

	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

第2条 大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（給料）</p> <p>第3条 給料は、大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第1号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>单身赴任手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第11条の4 （略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) （略）</p>	<p>（給料）</p> <p>第3条 給料は、大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第1号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第11条の4 （略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) （略）</p>

(2) 前項第2号に掲げる職員 _____

____支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じた規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道4 km未満である職員 3,000円

イ 使用距離が片道4 km以上6 km未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道6 km以上8 km未満である職員 5,200円

エ 使用距離が片道8 km以上10 km未満である職員 6,200円

オ 使用距離が片道10 km以上12 km未満である職員 7,300円

カ 使用距離が片道12 km以上14 km未満である職員 8,800円

キ 使用距離が片道14 km以上16 km未満である職員 10,400円

ク 使用距離が片道16 km以上18 km未満である職員 11,500円

ケ 使用距離が片道18 km以上20 km未満である職員

(削る)

12,600円

コ 使用距離が片道20 km以上22 km未満である職員

(削る)

13,500円

サ 使用距離が片道22 km以上24 km未満である職員

(削る)

15,000円

シ 使用距離が片道24 km以上26 km未満である職員

(削る)

16,600円

ス 使用距離が片道26 km以上28 km未満である職員

(削る)

17,700円

セ 使用距離が片道28 km以上30 km未満である職員

(削る)

18,800円

ソ 使用距離が片道30 km以上32 km未満である職員

(削る)

19,700円

タ 使用距離が片道32 km以上34 km未満である職員

(削る)

21,200円

チ 使用距離が片道34 km以上36 km未満である職員

(削る)

22,800円

ツ 使用距離が片道36 km以上38 km未満である職員

(削る)

23,900円

テ 使用距離が片道38 km以上40 km未満である職員

(削る)

24,900円

ト 使用距離が片道40 km以上45 km未満である職員

(削る)

25,900円

ナ 使用距離が片道45 km以上50 km未満である職員

29,100円

(削る)

(削る)

(削る)

(3) (略)

3～5 (略)

6 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)の規則で定める日に支給する。

7～9 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては100分の106.25)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

ニ 使用距離が片道50km以上55km未満である職員
32,300円

又 使用距離が片道55km以上60km未満である職員
35,500円

ネ 使用距離が片道60km以上である職員 38,700円

(3) (略)

3～5 (略)

6 通勤手当は、支給単位期間(市規則で定める通勤手当にあっては、市規則で定める期間)に係る最初の月_____の市規則で定める日に支給する。

7～9 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支

51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5（略）

給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5（略）

（大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年条例第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年条例第30号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と</u>、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、<u>「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。</u></p> <p>別表第1（第8条関係） 特定任期付職員給料表</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年条例第30号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と_____、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と_____する。</p> <p>別表第1（第8条関係） 特定任期付職員給料表</p>

号給	給料月額
1	<u>405,000円</u>
2	<u>455,000円</u>
3	<u>508,000円</u>
4	<u>574,000円</u>

別表第2（第9条関係）
任期付職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	<u>195,800円</u>	<u>242,000円</u>	<u>276,300円</u>	<u>309,800円</u>

号給	給料月額
1	<u>392,000円</u>
2	<u>440,000円</u>
3	<u>492,000円</u>
4	<u>555,000円</u>

別表第2（第9条関係）
任期付職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	<u>183,500円</u>	<u>230,000円</u>	<u>265,300円</u>	<u>298,800円</u>

第4条 大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年条例第30号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年条例第30号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>

」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

(大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900

13	213, 100	258, 100
14	214, 800	259, 300
15	216, 500	260, 500
16	218, 200	261, 700
17	219, 400	262, 800
18	221, 000	263, 900
19	222, 600	265, 000
20	224, 100	266, 100
21	225, 600	267, 000
22	227, 200	268, 000
23	228, 800	269, 000
24	230, 400	270, 000
25	232, 000	271, 000
26	233, 700	271, 900
27	235, 000	272, 700
28	236, 300	273, 600
29	237, 600	274, 400
30	238, 700	275, 200
31	239, 800	276, 000
32	240, 900	276, 700

33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600

53	256, 200	291, 100
54	256, 600	291, 700
55	256, 900	292, 300
56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900

73	262,300	302,400
74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600

93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700
104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800
108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300

113	313,500
114	313,700
115	314,000
116	314,400
117	314,600
118	314,800
119	315,100
120	315,400
121	315,700
122	315,900
123	316,200
124	316,500
125	316,800

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大田原市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大田原市一般職の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例又は第5条の規定による改正前の大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。